

処理事例 53 市の業務に不備の無かったもの

苦情申立て対象機関	土木交通部道路管理課
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>自宅前の側溝の打ちっぱなしコンクリート蓋上に雨水がたまらないよう改善を求める。</p> <p>自宅対地側の片側側溝（本件側溝）に、道路法 24 条に基づく改修工事が行われたが、当初の承認と異なる工法で施行された（本件工事）。道路管理課からは、微少変更だと説明を受けたが、工事目的・計画を十分チェックしたのか疑問だ。原状回復はできないのか。承認の基準はそもそもあって、それによって判断したものなのか。結局、工事のため長時間通行不便を強いられた上、雨水がたまりやすい状態になった。今回のような工事承認は公務への信頼を失墜させている。</p>
<p>調査結果等</p>	<p>オンブズマンは、申立人との面談及び提出された苦情申立書及び添付資料を踏まえて、調査を開始することとしました。</p> <p>1. 苦情申立人の主張の骨子</p> <p>本件工事において、実際に行われた工事は、承認された工事内容と異なっている。道路管理課は、工事内容を変更したことを認めしたが、微小な変更と判断して承認願の再提出は求めなかったとのことである。</p> <p>本件工事は側溝の改修の範疇を超えているのに、道路管理課はかかる理解しがたい設計を承認している。道路管理課に、対処を複数回依頼したが、現場を見に来ることもしないまま、微少変更だとの説明をするばかりである。担当課は道路法 24 条の趣旨に則って本件工事の目的・計画等を十分吟味したのか、変更後の工法は不適切だったのではないかと、不信感を拭えない。</p> <p>また、承認の基準を明らかにしている他都市もあるが、そもそも、明石市に基準があるのかどうかも不明であるし、仮にあったとしても、本件工事は基準に則ったものか等、疑問は尽きない。</p> <p>私の要望は、本件側溝の水溜りを解消すること及び道路法 24 条工事の審査基準を作成し明確にすることである。</p> <p>2. 担当課からの聴き取り内容</p> <p>(1) 本件工事の内容</p> <p>本件工事の変更は、側溝の寸法や形状を変えるものではなく、側溝の機能も異なりません。そのため、軽微な変更と判断して、承認願の再提出を要せず、函面の差替えによりました。側溝が途中で分断された理由は、途中にマンホールがあったためで、マンホールを起点に南方向と北方向に側溝が延びていますが、側溝としての機能に問題はありません。また、本件では、工事中の段階から申立人の苦情をお聴きしておりましたので、工事中から複数回現地を見に行きました。</p> <p>(2) 雨水の溜りについて</p> <p>道路管理課職員が複数日に現地に赴き、本件側溝蓋上の雨水の溜まり方を調査した結果、いずれの日も本来の歩道部分に水溜りはできず、本件側溝蓋上の水溜りは翌日には引いていました。</p> <p>(3) 審査基準について</p> <p>承認をするにあたって、兵庫県の「小型構造物標準図集」の基準に基づいて審査をしており、本件工事は、変更前も変更後も同基準に合致したものです。同図集は県において公表されており、何人でも閲覧が可能です。</p> <p>3. オンブズマンの見解</p>

(1)雨水の溜まりについて

提出資料の写真によると、降雨時に、本件側溝の蓋部分に水溜りができていることが見受けられました。水溜り部分の凍結等、潜在的な危険があることは理解できます。他方で、社会通念上、水溜りは珍しいものではなく、市の財政は無制限ではありません。そこで、水溜りが、もはや放置することが許されない、受忍限度の範囲を超えたレベルのものといえるか問題となります。

写真及び両者の言い分によると、本来の歩道部分に水溜りはできておらず、水溜りはいずれも翌日には引いています。降水量が多い日でも、水溜りは水深3mmであり、市内の他の道路で見受けられるものに比して看過しがたい程度に大きいものだとは言えません。

以上からすると、本件側溝蓋上の水溜りは、受忍限度の範囲を超えたレベルだとは言えません。したがって、現時点においては、水溜りを解消するための方策を講じていない担当課の対応に問題はないと判断します。

(2)工事内容の変更について

本件工事の承認は、側溝を設置することについてなされたものですから、側溝の機能を異にすることになる場合は、本質的部分の変更であり、改めて承認願を提出することが必要になることは当然です。しかし、本件においては側溝のサイズや機能が変更されているわけではないので、本質的部分に変更が加えられたとはいえません。また、当初の工事計画に必要な工事車両が進入できる道幅がないなどやむを得ない事情も認められます。担当課の職員は、工事中にも現場の確認を行っております。したがって、図面の差替えにより処理するという今回の担当課の扱いは合理的だといえます。

(3)審査基準について

担当課によりますと、兵庫県下の自治体は、兵庫県の「小型構造物標準図集」の基準に基づいて審査をしています。独自の基準を設けている自治体も、右図集に従った基準となっており、県下の基準は統一されているとのことです。右図集は県のホームページ上に公開されており、何人でも閲覧が可能です。

本件工事の承認は、変更前も変更後も右図集の基準に則ったものであり、工事の承認に特に問題があったとは認められません。

(4)結論

以上のとおり、本件において、市が行った道路法24条の承認について、苦情申立人にした説明の内容やその応接のあり方については、非違・不当な点があったとは認められませんでした。但し、担当課には、今後とも、公平・適切な道路管理の実現を心掛け、市民に分かりやすい応接をお願いして調査を終えることとします。

以上

苦情申立ての受付年月日	平成28年(2016年)12月16日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成29年(2017年)1月25日	40日間
調査結果通知年月日	平成29年(2017年)3月17日	91日間